

# 令和8年度 坂井市商工会 事業基盤強化支援事業

## 補助金申請要項

### 1. 申請期間

令和8年7月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

### 2. 申請方法

申請書類を商工会の本所、支所窓口を持参してください。

■坂井市商工会	本所・坂井支所	坂井町下新庄 2-10-1	TEL66-3324
■坂井市商工会	三国支所	三国町北本町 3-2-12	TEL82-5055
■坂井市商工会	春江支所	春江町江留下相田 35-1	TEL51-2211
■坂井市商工会	丸岡支所	丸岡町一本田 5-76	TEL66-6555

### 3. 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

#### (1) 坂井市商工会のホームページからダウンロード

(URL) <http://shoko-sakaicity.or.jp/>

#### (2) 坂井市商工会（本所及び各支所）の窓口

### 4. 問合せ先

ご不明な点は坂井市商工会のホームページをご覧ください、下記までお問合せ下さい

坂井市商工会 本所・坂井支所 坂井町下新庄 2-10-1

(電 話) 0776-66-3324

(受付時間) 午前8時30分～午後5時15分まで(土、日および祝日は除きます。)

坂 井 市 商 工 会

# 令和8年度 坂井市商工会 事業基盤強化支援事業補助金申請要項

## 1. 事業の目的

物価高騰やエネルギー価格の上昇等の経営環境の変化に対応するとともに、会員事業者の事業基盤強化及び売上向上に向けた取組みを支援するため、省エネルギー化及び販路開拓に要する経費の一部を補助し、地域商工業の振興を図ることを目的とする。

## 2. 補助対象者

次の要件を全て満たす事業者

- (1) 坂井市商工会会員であること
- (2) 当年度会費に未納がないこと
- (3) 過年度利用者でないこと

※令和7年度 LED（省エネ）推進事業補助金または令和7年度販路開拓支援助成金の交付を受けた事業者は対象外

## 3. 補助対象経費および補助額

次のいずれか、あるいは両方の事業枠を選択して申請する。

補助対象経費	LED 導入費	事業用 LED 照明機器の新たな導入または買替えに要した費用
	広告宣伝費	自社の商品・サービスの認知度向上を目的とした広告宣伝に要した費用
補助率	2 / 3 以内	
補助上限額	20,000円	
補助対象期間	令和8年4月1日～令和9年1月29日	

※ いずれも新規会員は加入日以降の支出のみ対象

## 4. 申請期限

令和9年1月29日（金） ※予算額に達した時点で受付終了

## 5. 提出書類

【共通】（A4サイズで統一すること）

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 購入内容が確認できる書類（購入物品、単価、数量、令和8年4月1日以降に納品されたことが分かるもの。レシートの写しまたは納品書と領収書の写し等）
- ・ 振込先通帳の写し（表紙および見開き）

【広告宣伝費】

- ・ 広告の成果物あるいは掲載・配布等の事実が確認できる資料

## 6. 申請窓口

■坂井市商工会 本所・坂井支所 TEL66-3324 ■坂井市商工会 三国支所 TEL82-5055  
■坂井市商工会 春江支所 TEL51-2211 ■坂井市商工会 丸岡支所 TEL66-6555

### ○ 申請の流れ

事業所における LED 照明機器の導入・買い替え後、あるいは広告宣伝の実施後に、必要書類を添付して坂井市商工会（本所、支所）へ申請をする。

【令和9年1月29日申請期限】

### ○ 留意事項

- ・申請は、原則1会員1申請までとする（複数回申請は不可）。
- ・国、県、市およびその他団体等の補助金を利用して購入した物品については補助対象外とする。
- ・補助金の申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は支給決定を取り消す。この場合、申請者は速やかに補助金を返還することとする。
- ・商工会は必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。
- ・申請書類に不備がある場合、支給までに時間を要する場合がある。
- ・受付期間中であっても予算額に達した場合は申請受付を終了とする。

## 令和8年度 坂井市商工会 事業基盤強化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格や原材料価格等の高騰による経営環境の変化に対応するとともに、小規模事業者等の経営基盤強化を図るため、省エネルギー化及び販路開拓に取り組む会員事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、事業者の負担軽減及び持続的な事業活動を支援することを目的とした補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「小規模事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第54号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 坂井市商工会の会員であること。
- (2) 商工会費に未納がないこと。
- (3) 令和7年度に実施したLED（省エネ）推進事業補助金または販路開拓支援助成金の交付を受けていないこと。

### (補助金事業の経費範囲)

第4条 補助対象事業は、(1) 事業用LED照明機器の購入、(2) 自社の商品・サービスの認知度向上を目的とした広告宣伝事業とする。

2 補助の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業に関するLED照明機器導入・買い替えに要した経費、自社の商品・サービスの認知度向上を目的とした広告宣伝に要した広告費とする。

3 令和8年4月1日から令和9年1月29日までに事業を実施し、かつ支払った経費を対象とする。ただし、次の(1)から(3)に該当する場合はその限りではない。

- (1) 国、県、市その他団体等から補助を受けている物品等に対する経費または、受ける予定の経費。
- (2) 坂井市商工会への加入日以前に支出した経費。
- (3) クレジットカードで支払った対象経費のうち、口座引落日が補助対象期間外であるもの。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1会員事業所当たり20,000円を上限とする。補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 補助金の申請は原則として1会員につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和9年1月29日までに、令和8年度坂井市商工会 事業基盤強化支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 商工会長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その額について決定するものとする。

2 商工会長は、前項の規定により交付について決定したときは、令和8年度坂井市商工会 事業基盤強化支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 商工会長は、前条第2項の規定により、補助金の額について通知したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(失効)

2. この要綱は、令和9年1月29日に、その効力を失う。